

はじめに

- I. このマニュアルは園における職員が感染症などに的確かつ迅速に予防、股は対応するために必要な事項を定めて、児童・職員の生命・健康を守ることを目的とする。

感染とは、病原体が宿主の体内に侵入し発育または増殖することをいい、その結果何らかの臨床症状が現れた状態を感染症という。病原体が体内に侵入してから症状が現れるまでにはある一定の期間（潜伏期間）があるが、潜伏期間は病原体によって異なるので、園児が罹りやすい感染症の潜伏期間を知っておくことが大切である。

保育園や児童発達支援のような集団生活では、感染症は流行する危険性が高くなる。衛生管理に努め、病気を早期に発見し、適切な対応をすることが集団感染を予防するために必要となる。感染症が発生した場合は、直接接触をさけるために、隔離したり、環境を整えたり、消毒をする等の細やかな配慮が必要となる。

また日頃から体力の増進に努め、予防接種を勧める等、予防対策が重要である。

II. 職員の衛生管理

1. 職員が感染源とならないために

- ① 園で働く全ての職員は、年1回の健康診断を必ず受けなければならない。
- ② 園指定の健康診断が受けられない場合は、各自で受診し、結果を書面で園に報告する必要がある。
- ③ 職員は自らの健康に留意し、日々の生活の中で体調が優れないときは、早めに医療機関を受診すること。

2. 職員の服装及び衛生管理について

① 保育者

(ア)毎日、清潔な制服、エプロンに取り替える。

(イ)家から着用してこない。

(ウ)エプロンは衣類の汚染を防ぐだけでなく、清潔を守る上でも必要である。

(エ)室内は清潔区域、園庭・園外・トイレは不潔区域と考え区別する。

(オ)0歳児保育者は、外遊びの後と1日の終わり、汚染時等適宜エプロンを交換する。

② 調理担当者（おやつ作り作成者）

(ア)作製前にはエプロンを交換する

(イ)トイレに行くときは上着、前掛け、キャップ・マスクを脱ぐ。